

Press Release



企業会計基準委員会

〒100-0011 東京都千代田区千代田2-2-2 富国生命ビル20階
TEL 03-5510-2737 FAX 03-5510-2717
URL <http://www.asb.or.jp/>

平成 20 年 10 月 16 日

時価評価とその算定を巡る会計基準等について

最近の金融市場における混乱を背景に、国際的な会計基準に関しては金融商品の時価¹評価に係るプレスリリース等が公表されております²。我が国では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」において金融商品の会計処理及び時価の算定が定められ、その適用は、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」を含む指針等に基づいて行われております。

これらの点について、本日開催された第 162 回企業会計基準委員会においては、次の議論が行われました。

- ・実務対応報告公開草案「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い(案)」(本日公表)
- ・国際的な会計基準における金融資産の保有目的の変更について

これらに関して企業会計基準委員会(ASBJ)の西川郁生委員長は、次のように述べています。

「『金融商品に関する会計基準』等によって定められている金融商品の時価の算定は、国際的な会計基準の取扱いと同じ考え方に基いております。また、平成 20 年 9 月 19 日に更新した ASBJ のプロジェクト計画表では、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)との間の覚書(MoU)における長期項目の 1 つである公正価値測定のガイダンスについてもプロジェクトに掲げており、国際的な会計基準における議論の進展も考慮しながら開発を進めていく予定です。

しかしながら、世界的な金融市場における混乱を踏まえると、我が国においても、健全な資本市場の確保に寄与することができるよう、国際的な会計基準設定主体の動向を注視することに加え、市場関係者とのコミュニケーションを通じた検討を早急に進めております。」

以 上

¹ 国際的な会計基準においては、fair value と呼ばれ、「公正価値」と訳されていますが、我が国の会計基準では、公正な評価額を「時価」としており、その内容はほぼ同じものと考えられます。

² 例えば、2008 年 9 月 30 日に、米国証券取引委員会(SEC)スタッフと米国財務会計基準審議会(FASB)スタッフにより、財務会計基準書(FAS)第 157 号「公正価値測定」に関する明確化のプレスリリースが公表され、さらに 10 月 10 日に、FASB スタッフ意見書(FSP)No. FAS157-3「市場が活発ではない場合における金融資産の公正価値の決定」が公表されています。

また、国際会計基準審議会(IASB)は、そのスタッフの見解として、2008 年 10 月 2 日に、SEC スタッフと FASB スタッフによる明確化のプレスリリースは国際会計基準(IAS)第 39 号「金融商品：認識及び測定」と整合的であるというコメントを公表し、10 月 3 日には、国際財務報告基準(IFRS)と米国会計基準の間の公正価値測定のガイダンスの整合性を図りながら開発を進めることなどを含む「信用危機に対する次のステップ」と題するプレスリリースを公表しています。さらに、10 月 13 日には、IAS 第 39 号と IFRS 第 7 号「金融商品：開示」を改正する「金融資産の再分類」を公表し、10 月 15 日には、IFRS 第 7 号を改正する公開草案「金融商品の開示の改善」を公表しています。

平成20年10月16日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第28号

「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い(案)」 の公表

コメントの募集

金融商品の会計処理及び時価の算定は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」等に基づいて行われています。これらによって定められている金融商品の会計処理及び時価の算定は、国際的な会計基準の取扱いと同じ考え方に基づいていると考えられますが、最近の金融市場における混乱¹を背景にした国際的な会計基準設定主体による公表物²との関係で、当委員会に対しても時価の算定に関する質問が寄せられています。金融資産の時価の算定は、企業会計基準第10号等に基づいて行われますが、今般、その理解を促進するため、質問の多い点を確認することといたしました。

平成20年10月16日開催の第162回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成20年10月23日（木）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：fairvalue@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

以 上

¹ 我が国においても、証券化商品などの金融商品において価格形成に混乱が生じているという意見があります。

² 例えば、米国では、財務会計基準書（FAS）第157号「公正価値測定」に関連し、2008年9月30日に米国証券取引委員会（SEC）スタッフと米国財務会計基準審議会（FASB）スタッフによるFAS第157号適用における明確化のプレスリリースが公表され、さらに10月10日に、FASBスタッフ意見書（FSP）No. FAS157-3「市場が活発ではない場合における金融資産の公正価値の決定」が公表されています。

金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い(案)

平成 XX 年 XX 月 XX 日

企業会計基準委員会

目 的

金融商品の会計処理及び時価の算定は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）等に基づいて行われている。

これらの会計基準等によって定められている金融商品の会計処理及び時価の算定は、国際的な会計基準の取扱いと同じ考え方に基づいていると考えられるが、最近の金融市場における混乱を背景にした国際的な会計基準設定主体による公表物との関係で、当委員会に対して時価の算定に関する質問が寄せられている。金融資産の時価の算定は、金融商品会計基準及び金融商品実務指針等に基づいて行われるが、その理解を促進するため、質問の多い点を次のように確認することとした。

会計処理等

Q1 時価とは、どのような概念か。

A 時価とは、「公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下「市場価格」という。）に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする」とされている（金融商品会計基準第 6 項）。

この際、時価は、「取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額」（金融商品実務指針第 47 項）であり、その概念は、主に次の点を基礎としている。

- 「(1) 金融資産を取引する当事者は、その金融資産の内容、構造、仕組みについて、特に当該金融資産がもつ固有のリスク及びリターンの特性を理解していなければならない。
- (2) 金融資産を取引する当事者は、継続企業を前提として、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、自らの経済的合理性に基づく判断により取引を行うものである。

(3) 金融資産の公正な評価額は、取引の当事者が、当該金融資産を取得・売却により又は取組・決済のために、その時点でキャッシュ・フローとして受け取る価額又は支払う価額である。

(4) 金融資産の公正な評価額は、まず基本的には「市場価格」である。当該金融資産が、取引が活発でかつ流動性の高い市場において取引されている場合には、その市場の市場価格が公正な評価額の最適な根拠を提供しているからである。しかし、市場における取引が活発でないため又は市場が十分に確立・整備されていないために、市場価格は金融資産の公正な評価額を示していないことがある。このような場合のほか、市場価格があっても入手不可能な場合、さらに、市場価格がない場合であっても、本報告が示す要件を満たす限り、「合理的に算定された価額」も公正な評価額に含まれる。」（金融商品実務指針第256項）

したがって、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引による価格は時価ではないことに留意する必要がある。

Q2 市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を時価としなければならないか。

A 金融資産が市場¹で取引され、そこで成立している価格があれば、原則として当該金融資産には時価として、市場価格に基づく価額を付すこととなる（この点については、金融商品実務指針第48項を参照のこと）。これは、金融資産の取引が活発に行われている市場における市場価格は、当該金融資産の公正な評価額を示していると考えられることによる。

しかしながら、「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」（金融商品実務指針第53項②）や、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産は、市場価格がない（又は市場価格を時価とみなせない）と考えられるため、このような場合には、「時価は、基本的に、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額による」こととなる（金融商品実務指針第54項）²。

Q1のAでも示されたように、取引の当事者は金融資産の特性を理解していることが公正な評価額を算定する基礎の一つであるとされており、「取引当事者の一方である企業の経営者は公正な評価額を構成する合理的に算定された価額を算定することが期待されている」ため、「市場価格がない場合の時価の算定は、まず企業の経営者の合理的な

¹ 金融商品の種類により種々の取引形態があるが、市場には、公設の取引所及びこれに類する市場の他、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等が含まれることに留意する必要がある（金融商品会計基準（注2）及び第54項なお書き）。

² なお、株式については、「市場で売買される株式について市場価格に基づく価額が存在する場合のみ時価のある有価証券とする。したがって、市場で売買されない株式について、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価（合理的に算定された価額）とはしないものとし、当該株式は時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱う」（金融商品実務指針第63項ただし書き）とされている。

見積りによることを原則とする」こととされている（金融商品実務指針第 259 項）。

Q3 市場価格がない又は市場価格を時価とみなせないため、経営者の合理的な見積りに基づいて時価を算定する場合に留意する事項は何か。

A 経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額は、以下のような方法で算定された価額をいうとされている。

「(1) 取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、・利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法

この場合の調整数値等は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

(2) 対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法

この場合、変動要因等を織り込むことを考慮する。また、適用する割引率は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

(3) 一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル（例えば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル）を使用する方法

この場合、会社が採用するモデル自体、及びモデルを用いて実際に算定する際のボラティリティ、利子率等の価格決定変数は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。」（金融商品実務指針第54項）

なお、「自社における合理的な見積りが困難な場合には、対象金融資産について上記(1)から(3)の方法に基づき算定された価格をブローカーから入手して、それを合理的に算定された価額とすることができる」（金融商品実務指針第 54 項）。ただし、「この場合のブローカーは客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であることが必要である」（金融商品実務指針第 259 項）ことに留意する。

適用時期等

本実務対応報告は、現行の会計基準等を踏まえた実務上の取扱いを確認するものである。このため、本実務対応報告の公表日前に終了した事業年度（当該事業年度を構成する四半期会計期間又は中間会計期間を含む。）であっても、企業が未だ公表していない財務諸表においては適用される。また、その適用については会計方針の変更として取り扱わないことに留意する必要がある。

なお、本実務対応報告の適用に関して、財務諸表利用者の理解に資すると考えられる場合には、その概要について注記する。

以 上

国際的な会計基準における金融資産の保有目的の変更について

IASBは、2008年10月13日に「金融資産の再分類」－IAS第39号「金融商品：認識と測定」及びIFRS第7号「金融商品：開示」の修正－を公表した。（仮訳については、別添参照）

	今回の改正基準
証券について ¹ 、トレーディング分類（純利益を通じて公正価値で測定する分類）からの再分類（50B 項）	稀な状況においてのみ、可能
貸付金及び債権について ² 、トレーディング分類（純利益を通じて公正価値で測定する分類）からの再分類（50D 項）	企業が予見可能な将来又は満期まで金融資産を保有する意思及び能力を有している場合、可能
公正価値オプションを適用した金融資産（当初認識時に、企業が純利益を通じて公正価値で測定すると指定した金融資産）（50（b） 項）からの再分類	不可（純利益を通じて公正価値で測定する分類を当初認識時に指定した場合には再分類することはできない）

（背景）

IASB は、IFRS を適用する企業に対しても、SFAS115 及び SFAS65 で許容されているのと同様に、金融資産をトレーディング目的保有分類から再分類ができるよう検討することを要請され、対応した（BC11E 項、BC104A 項）。

米国会計基準

- ・ SFAS115－有価証券が、稀な状況において、トレーディング分類からの再分類されることを許容
- ・ SFAS65－企業が貸付金を予見可能な将来又は満期まで保有し続ける意思と能力を有する場合、当該貸付金が売却目的保有分類から再分類されることを許容

IAS39－トレーディング目的保有に分類された金融資産の再分類を認める定めはない。

（デュープロセス）

市場の状況に照らして緊急に対処するよう要請されていることから、IASC 財団のトラスティーとの協議を経て、ボードはこの修正を公開草案を経ることなく直接公表した（BC104E 項）。

（適用時期）

2008 年 7 月 1 日から修正を適用する（103G 項）。

¹ 金融資産がもはや近い将来に売却又は買戻しを行うという目的で保有されていない場合が条件とされている（50（c） 項）。

² 脚注 1 と同様の条件が付されている（50（c） 項）。また、当初認識時にトレーディング目的保有への分類を要求されていなかったならば貸付金又は債権の定義を満たしていたであろう場合が条件とされている（50D 項）。

金融資産の再分類

(IAS39「金融商品：認識と測定」及びIFRS 7「金融商品：開示」の修正)

IAS39の修正

“はじめに”において、表題とパラグラフ IN8A が追加される。

はじめに

再分類

IN8A 2008年10月に発行された基準の修正は、企業が非デリバティブ金融資産（当初認識時に、企業が純利益を通じて公正価値で測定すると指定したもの以外）を、特定の状況において、純利益を通じて公正価値で測定する分類から再分類することを認める。また、この修正は、企業が金融資産を予見可能な将来にわたり保有する意思及び能力がある場合、（金融資産が売却可能に指定されていなかったならば）貸付金及び債権の定義を満たしたであろう金融資産を、企業が売却可能分類から貸付金及び債権分類へ移すことを認めている。

パラグラフ 50 を修正し（新しい文章は下線が引かれ、削除された文章は取り消し線が引かれている）、パラグラフ 50B-50F 及び 103G を追加する。

測定

再分類

50 企業は、

- (a) デリバティブ金融商品を保有又は発行している時に、それを純利益を通じて公正価値で測定する分類からもしくは分類へ再分類する事はできない。
- (b) 当初認識時に、企業が純利益を通じて公正価値で測定すると指定した金融商品を、純利益を通じて公正価値で測定する分類から再分類することはできない。また、
- (c) 金融資産がもはや近い将来に売却又は買戻しを行うという目的で保有されていなければ（たとえ金融資産が主に近い将来の売却ないしは買戻す目的で取得又は発生していたとしても）、パラグラフ50B又は50Dの要件を満たす場合、金融資産を、純利益を通じて公正価値で測定する分類から再分類することができる。

企業は当初認識後に、金融商品を純利益を通じて公正価値で測定する分類へ再分類することはできない。

50B パラグラフ50 (C) が適用される金融資産（パラグラフ50Dで述べられているタイプの金融資産は除く）は、稀な状況においてのみ、純利益を通じて公正価値で測定する分類から再分類することが出来る。

50C 企業が、パラグラフ50Bに従い金融資産を純利益を通じて公正価値で測定する分類から再分類した場合、金融資産は再分類の日の公正価値で再分類される。純利益ですでに認識された利得と損失の振り戻しはなされない。再分類日の金融資産の公正

価値が、適宜、新たな原価又は償却原価となる。

- 50D パラグラフ50 (C) が適用される金融資産で、（当初認識時に金融資産をトレーディング目的に分類することが要求されなかったならば）貸付金及び債権の定義に該当したであろう金融資産は、企業が予見可能な将来又は満期まで金融資産を保有する意思及び能力を有している場合、純利益を通じて公正価値で測定する分類から再分類する事ができる。
- 50E 売却可能に分類された金融資産で、（もし売却可能に指定されなかったならば）貸付金及び債権の定義に該当したであろう金融資産は、企業が予見可能な将来又は満期まで金融資産を保有する意思及び能力を有している場合、売却可能分類から貸付金及び債権分類に再分類する事ができる。
- 50F 企業が金融資産を、パラグラフ50Dに従い純利益を通じて公正価値で測定する分類から再分類した場合、又はパラグラフ50Eに従い売却可能分類から再分類した場合、企業は再分類日の公正価値で再分類を行う。パラグラフ50Dに従い再分類された金融資産について、純利益ですでに認識された利得又は損失の振り戻しはなされない。再分類日の金融資産の公正価値が、適宜、新たな原価又は償却原価となる。パラグラフ50Eに従い売却可能分類から再分類された金融資産について、パラグラフ55 (B) に従いその他包括利益で以前に認識されていた利得又は損失については、パラグラフ54に従って処理する。

適用日及び移行

- 103G 2008年10月発行の金融資産の再分類（IAS39及びIFRS7の修正）は、パラグラフ50及びAG8を修正し、パラグラフ50Bから50Fを追加した。企業は2008年7月1日から修正を適用する。企業は2008年7月1日以前に、パラグラフ50B、50D又は50Eに従った金融資産の再分類を行わない。2008年11月1日又はそれ以降に開始する期間に行われた金融資産の再分類は、再分類が行われた日からのみ有効になる。パラグラフ50B、50D又は50Eに従った金融資産の再分類は、本パラグラフで設定された適用日以前に終了する報告期間に遡及適用は行わない。

付録 A 適用ガイダンスにおいて、パラグラフ AG8 が修正される（新しい文章は下線が引かれている）。

実効利子率

- AG8 企業が支払又は受取の見積りを修正する場合、実際の及び修正された見積もりキャッシュフローを反映するように、企業は、金融資産もしくは金融負債（又は金融商品のグループ）の簿価を調整しなければならない。企業は、金融商品の当初の実効利子率で将来の見積もりキャッシュフローの現在価値を算定することにより、簿価を再計算する。調整は、純利益の収益又は費用として認識される。金融資産がバラ

グラフ50B、50D又は50Eに従って再分類され、その後に、その現金受取額の回収可能性が増えたため企業が将来の現金受取額の見積もりを増加させる場合、その増加の影響は、見積もりの変更時に資産の簿価を調整するのではなく、見積もりの変更時から実効利子率の調整として認識される。

IFRS7の修正

パラグラフ12が修正され（新しい文章は下線が引かれ、削除された文章は取り消し線がひかれている）、パラグラフ12A及び44Eが追加される。

財政状態および経営成績への金融商品の重要性

財政状態計算書

再分類

- 12 企業が以下のとおり測定されている金融資産を（IAS39パラグラフ51-54に従い）再分類する場合、
- (a) 公正価値ではなく、原価又は償却原価 もしくは
 - (b) 原価又は償却原価ではなく、公正価値
- それぞれの分類へ、又はそれぞれの分類から再分類された金額および再分類の理由を開示する。—(IAS39パラグラフ51-54を参照)—
- 12A 企業が金融資産を、IAS39パラグラフ50Bもしくは50Dに従い純利益を通じて公正価値で測定する分類から再分類した場合、又はIAS39パラグラフ50Eに従い売却可能分類から再分類した場合、企業は以下の開示を行う。
- (a) それぞれの区分に、又はそれぞれの区分から、再分類された金額
 - (b) 認識の中止までのそれぞれの報告期間における、当期以前の報告期間に再分類された全ての金融資産の簿価と公正価値
 - (c) 金融資産がパラグラフ50Bに従って再分類された場合、稀な状況、及びその状況が稀であることを示す事実と状況
 - (d) 金融商品が再分類された報告期間において、当期以前の報告期間に純利益又はその他包括利益で認識された金融資産にかかる公正価値評価損益
 - (e) 再分類以降（金融商品が再分類された報告期間も含む）、金融資産の認識中止までの各報告期間について、金融資産が再分類されなかったならば純利益またはその他包括利益で認識されていたはずの評価損益、及び、純損益で認識されていた利得、損失、収益及び費用
 - (f) 金融資産の再分類日における実効利子率と企業が回復を期待しているキャッシュフローの見積り額

適用日及び移行

- 44E 2008年10月に発行された金融資産の再分類（IAS39及びIFRS7の修正）はパラグラフ

12を修正し、パラグラフ12Aを追加した。企業は、2008年7月1日からこれらの修正を適用する。

IAS39「金融商品：認識と測定」の結論の背景の修正

結論の背景において、パラグラフ BC11E 及び BC104A から BC104E を加える。

背景

BC11E 2008年10月、ボードは、IAS39に定める再分類の要件と米国会計基準（SFAS115及びSFAS65）に定める同要件との違いに取り組むよう要請を受けた。それに応じて、ボードは、2008年10月にIAS39及びIFRS7の修正（金融資産の再分類）を発行した。IAS39の修正により、トレーディング目的で保有する非デリバティブ金融資産及び売却可能金融資産に分類された金融資産が、特定の状況において、再分類されることが許容されることとなった。この修正の根拠は、パラグラフ BC104A から BC104E に記載のとおりである。

測定

金融商品の再分類（パラグラフ 50-54）

- BC104A パラグラフ BC11E に記載されているとおり、2008年10月、ボードは、IAS39に定める再分類の要件と米国会計基準に定める同要件との違いに取り組むよう要請を受けた。SFAS115では、有価証券が稀な状況において、トレーディング分類からの再分類が許容されている。SFAS65では、企業が貸付金を予見可能な将来又は満期まで保有し続ける意思と能力を有する場合には、当該貸付金を売却目的保有分類から再分類することが許容されている。一方、IAS39では、トレーディング目的保有に分類された金融資産の再分類を認める定めはない。ボードは、IFRSを適用する企業に対しても、SFAS115及びSFAS65で許容されているのと同様に、金融資産をトレーディング目的保有分類から再分類ができるよう検討することを要請された。
- BC104B ボードは、たとえ限定的な状況であったとしても、そのような再分類を許容すれば、企業が再分類された資産に関する将来の公正価値評価損益を回避して報告損益をやりくりすることを許容することになるかもしれないことを認識している。
- BC104C ボードは、また、米国会計基準の実務においては、SFAS115に定めるトレーディング分類からの再分類は極めて稀であるとの情報を得ている。しかしながら、ボードは、米国会計基準では有価証券や貸付金の再分類が可能であり、一方でIFRSを適用する企業に対してはそのような再分類の可能性がないことを認識している。
- BC104D したがって、ボードは、SFAS115及びSFAS65で許容されているのと同様の状況下

において、非デリバティブ金融資産をトレーディング目的保有分類から再分類することを許容することを決定した。ボードは、また、稀な状況とは、通常ではなく、かつ、近い将来再発することが全くありそうにない単独の事象から生じるものであると認識している。さらに、ボードは、もし企業が貸付金及び債権を予見可能な将来又は満期まで保有し続ける意思と能力を有する場合には、(もし売却可能に指定されなかったならば) 貸付金及び債権の定義を満たしたであろう金融資産については、売却可能分類から貸付金及び債権へ振替することを許容すべきであると決定した。ボードは、これにより貸付金と債権の再分類に関する会計処理を米国会計基準で許容されている会計処理と実質的に整合させることを決定した。

BC104E ボードは、通常、各利害関係者からのコメントを募集するために、いかなる会計基準の修正案も公開草案として公表している。しかしながら、市場の状況に照らして、この論点に緊急に対処するよう要請されていることから、IASC 財団のトラスティーとの協議を経て、ボードはこの修正を直接公表することを決定した。この例外的な手続きを取るにあたって、ボードは、IAS39 の修正により現行基準の要件が緩和され、いくつかの企業に短期的な安心感を与えたと認識している。ボードは、また、この修正は当該要請に対する短期的な回答であると認識しているので、当該修正の範囲を限定することを決定した。

反対意見

金融資産の再分類に関する IAS39 及び IFRS7 の修正に関する 2008 年 10 月の論点に対する James J Leisenring 及び John T Smith の反対

- D01 Leisenring 氏及び Smith 氏は、金融資産の再分類に関する IAS39 及び IFRS7 の修正に対して反対した。IAS39 の修正は米国会計基準と平等な競争条件 (level playing field) にするためと主張されている。そして、それは、他の分類から貸付金及び債権の満期保有分類に金融商品を再分類することで達成される。しかしながら、いったん再分類された後の減損の測定及び測定のタイミングが全く違っており、これらの金融商品の会計処理に関する平等な競争条件は達成されない。Leisenring 氏と Smith 氏は、ボードにおいて検討された代替案、すなわち減損の要件に関して米国会計基準と IFRS の足並みを揃える代替案であれば支持したであろう。
- D02 パラグラフ BC11E に記載されているとおり、2008 年 10 月、ボードは、IAS39 と米国会計基準との間の再分類に関する要件の違いに取り組むよう要請を受けた。SFAS115 では、有価証券が稀な状況においてトレーディング分類からの再分類が許容されている。SFAS65 では、企業が貸付金を予見可能な将来又は満期まで保有し続ける意思を有する場合には、当該貸付金を売却目的保有分類から再分類することが許容されている。一方、IAS39 では、トレーディング目的保有に分類された金融資産の再分類を認める定めはない。ボードは、IFRS を適用する企業に対しても、SFAS115 及び SFAS65 で許容されているのと同様に、金融資産をトレーディング目的保有分類から再分類ができるよう検討することを要請された。
- D03 Leisenring 氏と Smith 氏の両氏は、再分類に関する IFRS の現在の要件は米国会計基準よりも優れており、米国会計基準における減損会計は IAS39 の要求よりも優れていると考えている。
- D04 さらに、Leisenring 氏と Smith 氏の両氏は、基準書の改定はデュープロセスなしに行われるべきではないと考えている。

IFRS7（金融商品：開示）の結論の背景への修正

結論の背景では、パラグラフ BC23 の前の見出しが修正され（新しい文章は下線が引かれている）、さらに、パラグラフ BC23A が加えられた。

財政状態及び業績における金融商品の重要性に関する開示

貸借対照表の開示（パラグラフ 8-19 及び B4）

再分類（パラグラフ 12 及び 12A）

BC23A 2008 年 10 月、ボードは、ある状況下において特定の金融資産を再分類することを認める IAS39 の修正を行った。ボードは、そのような再分類が行われる状況及び財務諸表への影響を追加で開示するよう要請することを決定した。ボードは、金融資産の再分類が財務諸表に重要な影響を及ぼし得ることから、そのような情報は有用であると考えている。